

高石市教育委員会定例会会議録

(令和7年2月定例会)

開会及び閉会の年月日時

| | |
|-----|-------------------|
| 開 会 | 令和7年2月12日 午後3時00分 |
| 閉 会 | 令和7年2月12日 午後3時47分 |

会議に出席した者の職及び氏名

| | |
|-------|---|
| 委 員 | 教 育 長 : 山 本 圭 作 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 |
| 事務局職員 | 教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教育部次長兼 教 育 総 務 課 長 : 神 志 那 隆 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 学 校 教 育 課 長 : 山 崎 陽 子 社 会 教 育 課 長 : 道 井 里 沙 教 育 総 務 課 長 代 理 : 水 谷 亘 社 会 教 育 課 参 事 兼 課 長 代 理 : 舩 富 学 学 校 教 育 課 参 事 : 菅 原 庸 晴 学 校 教 育 課 長 代 理 : 山 川 喜 三 学 校 教 育 課 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 黒 井 将 典 こ だ も 家 庭 課 長 : 乾 直 史 子 育 て 支 援 課 長 : 米 山 秀 公 |

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について

| | |
|---------------|---|
| 次長兼 教育総務課長 | <p>議案第1号「高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。</p> <p>本議案は、米の価格をはじめ、食材価格全般にわたり物価高騰が続いていますので、令和7年度についても一食当たりの給食費として、3ページの新旧対照表のとおり学校給食費の額の改正を行うものです。施行期日は、令和7年4月1日としています。</p> <p>なお、現行と比較して、小学校については、一食当たり18円、中学校については、一食当たり21円の値上げとなりますが、物価高騰の影響を大きく受けている市立小中学校に通学する児童・生徒の保護者への支援が引き続き必要と考えていますので、現在、実施しています給食費の無償化及び補助について、令和7年度についても中学校の給食費については無償化を継続するとともに小学校の給食費については、現行の一食当たり25円の補助に先ほど説明した18円の値上げ分</p> |
|---------------|---|

| | |
|----|--|
| | についても上乗せして、合計 43 円の補助を実施することにより、保護者負担額を引き続き据え置きます。 対象期間については、当分の間となります。 |
| 採決 | 可決 |

・ 議案第 2 号 高石市教育委員会の所管に属する高石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について

| | |
|---------------|---|
| 次長兼 教育総務課長 | 議案第 2 号「高石市教育委員会の所管に属する高石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」説明します。 本議案は、令和 6 年 1 2 月市議会で制定されました高石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する必要な事項について、市長部局の規則の例により、教育委員会としても制定するものです。 なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日としています。 |
| 採決 | 可決 |

・ 議案第 3 号 高石市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

| | |
|---------|---|
| 学校教育課長 | 議案第 3 号「高石市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。 本年 4 月より就学援助費については、電子申請を開始予定しています。それに伴い、様式第 1 号及び第 2 号を変更するものです。 主な変更点は、両様式とも押印欄を削除しました。また、様式第 1 号の文頭の文言に「障害者手帳の取得状況を確認すること」を追記しました。 なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日としています。 |
| 西村陽子委員 | 「障害者手帳の取得状況を確認すること」を追記したとのことですが、どうしてこれを確認する必要があるのですか。 |
| 学校教育課参事 | 就学援助費の対象となる扶養親族の中に障害のある扶養親族がおられる家庭は、1 人に付き基準額が 750,000 円加算されますので、それを確認するため、障害者手帳の取得状況を確認します。 |
| 採決 | 可決 |

・ 議案第 4 号 高石市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

| | |
|--------|--|
| 学校教育課長 | 議案第 4 号「高石市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。 本規則の様式第 1 号及び第 2 号を変更するものです。 主な変更点は、6 点あります。1 点目、2 点目は、就学援助費支給規則の改正と同様に両様式とも押印欄の削除、様式第 1 号の文頭の文言に「障害者手帳の取得状況を確認すること」を追記しました。 3 点目は、様式第 1 号にマイナンバー確認欄を追加しました。 4 点目は、様式第 1 号にあった世帯の収入状況欄の「☆給与所得、公的年金等所得がある者については、総所得金額から 10 万円を控除する。」という文言を府の様式と同様に削除します。 5 点目は、様式第 1 号の保護者等氏名欄の下の欄の文言を「※本年 1 月 1 日現在、高石市に住民登録があり・なし」「ない場合、1 月 1 |
|--------|--|

| | |
|---------|--|
| | <p>日現在の住民登録地」を「※申請年度の前年度1月1日現在、高石市に住民登録があり・なし」「ない場合、前年度1月1日現在の住民登録地」に変更しています。</p> <p>6点目は、様式第1号の一番下の※2の文言で「本年1月1日現在」を「前年度1月1日現在」に変更と「ただし、マイナンバーを明示いただくことで、所得額を証明する市町村発行の書類の提出を省くことができます。」及び3として、「学校長の意見は、不要です。必要があれば教育委員会が求めます。」の文言を追記しています。</p> <p>なお、施行期日は、令和7年4月1日としています。</p> |
| 西村陽子委員 | 特別支援教育就学奨励費も電子申請になるのですか。 |
| 学校教育課長 | 電子申請については、令和7年度から就学援助費を実施します。特別支援教育就学奨励費も今後、電子申請出来るよう進めていきたいと考えています。 |
| 吉村文一委員 | 議案第3号、第4号ともに電子申請となった場合は、本人確認は、どのようにするのですか。 |
| 学校教育課参事 | <p>現在は、窓口申請ですので、その場で記入していただく中で本人確認しています。マイナンバーは、前年度1月1日現在、高石市に住民登録がない方の所得状況等を確認するために必要としているものですので、本人確認として扱っているものではありません。</p> <p>電子申請となった場合の本人確認等は、どのようにするのか4月1日までに整えたいと考えています。</p> |
| 山本教育長 | マイナンバーを持っていない方は、どうなりますか。 |
| 学校教育課参事 | マイナンバーを持っていない方は、前年中の所得額を証明する市町村発行の書類を提出いただくことで申請はできます。マイナンバーを持っている方は、その証明の提出が不要となります。 |
| 採決 | 可決 |

・議案第5号 令和6年度末及び令和7年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員の人事異動について

| | |
|---------------|---|
| 次長兼 教育総務課長 | <p>議案第5号「令和6年度末及び令和7年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員の人事異動について」説明します。</p> <p>本議案は、高石市教育委員会通則第2条第2項の規定に基づき、令和6年度末及び令和7年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他教育機関の職員の人事異動については、教育長をして臨時代理するものです。</p> |
| 採決 | 可決 |

・議案第6号 市長からの意見聴取について

| | |
|---------------|--|
| 次長兼 教育総務課長 | <p>議案第6号「市長からの意見聴取について」説明します。</p> <p>本議案は、令和7年第1回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた件について、異議ない旨回答することをお諮りするものです。</p> <p>議案の内容について、順に説明します。</p> <p>まず、1の「高石市文化財保護条例制定について」は、本市の区域内に存する重要な文化財における保存及び活用のための必要な措置を</p> |
|---------------|--|

講ずるための条例制定です。

施行期日は、令和7年4月1日です。

次に、2の「高石っ子基金条例制定について」は、こども及び子育ての支援並びに学校教育の振興に関する事業経費の財源を積み立てる基金を設置するための条例制定です。

施行期日は、公布の日です。

次に、3の「一般職の職員の給与に関する条例及び高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、人事院勧告に準じて一般職職員の給与改定を行うための条例改正で、施行期日は、公布の日です。

次に、4の「高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、一般職職員の給与改定が実施されることに伴い、特別職職員の給与改定を行うための条例改正で、施行期日は公布の日です。

次に、5の「高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び高石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う条例改正です。

施行期日は、令和7年4月1日です。

次に、6の「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、雇用保険法の一部改正に伴う条例改正です、

施行期日は、令和7年4月1日です。

次に、7の「令和6年度高石市一般会計補正予算について」は、教育費に関するものを説明します。

小学校費、学校管理費の工事請負費において、小学校空調設備設置工事費4,600,000円を計上しています。

これは、小中学校教室への空調設備について、これまでも計画的に設置してきましたが、令和7年度に東羽衣小学校の通級教室1室を増設するにあたり、新たに空調設備の設置が必要となったものです。

その下段に小学校外壁改修工事費458,821,000円、また、中学校費、学校管理費の工事請負費において、中学校外壁改修工事費106,821,000円を計上しています。

これは、校舎等外壁の劣化状態を確認し、改修工事が必要と判断した小学校5校（羽衣小、取石小、東羽衣小、清高小、加茂小）と中学校1校（取石中）の校舎外壁を改修するものです。

また、保健体育費、社会体育施設費、運動施設管理費の工事請負費において、高師浜総合運動施設照明設備改修工事費199,500,000円を計上しています。

これは、同施設の運動広場、テニス場、管理棟研修活動室の照明をLED化するものです。

今、説明しましたこれら事業については、財源として国の補正予算である学校施設環境改善交付金を活用するとともに、第2表、繰越明許費補正のとおり予算は、翌年度に全額繰越しを行い、令和7年度において執行するものです。

次に、歳入ですが、寄附金において、教育指定寄附金3,000,000円、子育て支援指定寄附金3,000,000円がありましたので、計上しています。

教育指定寄附金は、財政調整基金積立金（教育指定寄附分）に積み立て、令和7年度に教育事業で活用させていただきます。

また、子育て支援指定寄附金は、高石っ子基金積立金に積み立てを

| | |
|----------------|--|
| | <p>させていただきます。</p> <p>令和6年度高石市一般会計補正予算の説明については、以上です。</p> <p>次に、8の「令和7年度高石市一般会計予算」については、別冊に教育費に関する部分が抜粋されています。</p> <p>新規事業を中心に主なものを説明します。</p> <p>教育総務費、事務局費、報償費（アドバイザー報償費）と旅費を計上しています。</p> <p>これは、市独自の教育施策の検討として、先進事例の調査研究及び有識者によるアドバイス費用を計上し、高石市独自の教育の取り組み策について、検討してまいります。</p> <p>教育総務費、事務局費、教育指導費においては、会計年度任用職員報酬を91,249,000円計上しています。このうち、約20,000,000円は、不登校対策として、校内教育支援ルーム指導員を小学校全校に配置するよう拡充するものです。</p> <p>また、負担金補助及び交付金において、大阪・関西万博交通費等補助金6,360,000円を計上しています。</p> <p>これは、教育指導の充実として、小学校の児童が大阪・関西万博へ来場するための交通費の一部を補助する費用です。</p> <p>小学校費、学校管理費と中学校費、学校管理費の使用料及び賃借料においては、学校ICT機器等借上料を計上しており、その計上額の一部は、国の補助金を活用して小中学校の1人一台タブレット端末等のICT機器の更新を行うものです。</p> <p>また、LED照明器具借上料を小学校費で5,628,000円、中学校費で3,269,000円計上しており、教室と体育館の照明のLED化を行います。</p> <p>さらに、工事請負費においては、小、中学校とも受変電設備改修工事費を小学校費で20,800,000円、中学校費で6,100,000円計上しています。</p> <p>これは、更新推奨年度を迎えた小、中学校（高石小、羽衣小、高陽小、加茂小、高南中）の高圧電気設備の更新を行います。</p> <p>社会教育費、社会教育総務費、青少年対策費においては、委託料に、放課後の子どもの居場所づくり事業業務委託料501,000円を計上しています。</p> <p>これは、放課後に子どもたちが安心して遊べる場を確保するため、小学校の校庭を開放する委託料を計上しています。</p> <p>市長からの意見聴取についての説明は、以上です。</p> |
| 吉村文一委員 教育部長 | <p>2の「高石っ子基金条例」ですが、貸付型か給付型どちらですか。</p> <p>現在、高石市奨学基金があり、その基金を利用し、貸付金制度を実施しています。この制度を利用する世帯が年々減少しています。以前からこれらの貸付金制度の見直しを検討していきたいと考えています。</p> <p>今回の基金は、就学の際の資金を貸し付けするだけでなく、生まれてから18歳頃までの間のこども、子育てに関し、広く支援するため、今回、新たに基金条例を制定し、今後の施策の充実に向け取り組みます。</p> |
| 西村陽子委員 | <p>小学校、中学校の外壁改修工事ですが、令和7年度にすべて行うということですか。</p> |
| 次長兼 教育総務課長 | <p>各学校の建設した年度には多少差はありますが、令和7年度、令和8年度で全校完了したいと考えています。</p> <p>一年度では10校すべて完了は難しいので、令和7年度は、小学校</p> |

| | |
|--------|---|
| | 5校（羽衣小、取石小、東羽衣小、清高小、加茂小）と中学校1校（取石中）を予定しており、残り小学校2校、中学校2校の4校を令和8年度に考えています。 幼稚園については、令和9年度と考えています。 |
| 吉村文一委員 | 当初予算の放課後の子どもの居場所づくり事業ですが、1校から始めると言うことですが、今の学校指導では、校区外へは行ってはいけないとなっていますので、その校区の子どもだけが対象ですか。 |
| 社会教育課長 | この事業については、試行的に高石小学校で開催予定ですので、高石小学校に通っている子どもたちが対象となります。 |
| 西村陽子委員 | 高石市文化財保護条例の件ですが、国や大阪府で指定を受けた文化財以外で指定することになりますが、高石市内に指定の対象となるような文化財はあるのですか。 |
| 社会教育課長 | この条例に基づき市の指定する文化財の決定については、文化財保護審議会に諮問し、答申をいただくこととなりますが、教育委員会の方で候補をリストアップしています。その中で大園古墳から欠けることなく出土した人物埴輪、綾井城跡から出土した遺物、浜寺俘虜収容所の当時の看板等の歴史資料、芦田川に架けられていた伽羅橋が候補と考えています。 |
| 吉村文一委員 | 常設展示はありますか。 |
| 社会教育課長 | 図書館本館に郷土資料室があり、そこで3ヶ月に1回の入れ替えで展示しています。 また、岸和田市で毎年だいたい3月から5月、高石市で7月から10月ぐらいに共催展示ということで、同じテーマで両市の出土品や資料等を展示しています。岸和田市での展示を現在、準備しているところです。本市では、スペースの関係もあり、岸和田市で展示されたものの一部をピックアップし、7月の第4火曜日に入れ替えを行い、その翌日から展示を行う予定です。広報たかいしにも掲載しています。 |
| 採決 | 可決 |

・報告第1号 教育委員会の後援等に関する報告について

| | |
|--------|---|
| 教育総務課長 | 本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、18ページ記載の社会教育課5件の報告をするものです。 |
| 山本教育長 | 報告があったものとして処理します。 |

・報告第2号 教育委員会関係諸行事等の報告について

| | |
|-------|---|
| 各所属長 | 令和7年1月15日から令和7年2月11日までの当委員会関係諸行事について説明。 |
| 山本教育長 | 報告があったものとして処理します。 |